

平成26年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

平成26年2月27日瑞穂町教育委員会第2回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 清水 浩昭 君 ・ 3番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 岩本 隆 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君
社会教育課長 桶田 潔 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 神谷 出 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第2号 議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町教育向上基金条例の一部を改正する条例

- 日程第4 議案第3号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第4号 瑞穂町公立学校事案決定規程の一部を改正する訓令
- 日程第6 議案第5号 瑞穂町立学校教職員健康管理規則を廃止する規則
- 日程第7 議案第6号 瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令
- 日程第8 議案第7号 議会の議決を経るべき指定管理者の指定中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町耕心館及び郷土資料館の指定管理者の指定）
- 日程第9 議案第8号 平成25年度一般会計補正予算(第6号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第10 議案第9号 平成26年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前10時00分

森田委員長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成26年瑞穂町教育委員会第2回定例会を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年瑞穂町教育委員会第2回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、2番、清水委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

- 森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。
- 森田委員長 ご質問もないようです、以上で業務報告は終了いたします。
- 森田委員長 日程第3、議案第2号、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町教育向上基金条例の一部を改正する条例）、を議題とします。教育長より提案理由の説明を願います。
- 岩本教育長 議案第2号、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町教育向上基金条例の一部を改正する条例）の提案理由のご説明を申し上げます。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。
- 詳細につきましては、担当者に説明させます。
- 指導課長 ご説明いたします。瑞穂町教育向上基金条例の一部を改正する条例についてのご説明をいたします。今回の条例改正は、平成26年3月議会におきまして議案として提出するために、議会の議決を経るべき条例中教育に関する部分の意見聴取が必要なため、本議案を提出するものです。議案の1枚目をおめくりください。現在、瑞穂町で活用している再編交付金を原資としている4つの基金条例につきまして、別途規則を定める必要があるために行うものです。さらに1枚おめくりください。第3条をご覧ください。基金条例第5条の条文の文言を修正するものです。また、同条に委任事項の条文を加えるものです。
- 以上、説明といたします。
- 森田委員長 以上で説明が終わりましたが、原資が再編交付金ということですがけれども、ここで再編交付金について委員の皆さんに簡単に説明をお願いいたします。
- 教育部長 再編交付金という形では新たにですね、全国の形でですね、今までも基地の中の再編という中で、瑞穂町は横田基地がございますので、それにあたりまして、今回、町の中の事業についてですね、今までのようにハードだ

けではなく、ソフトの部分、そういうような事業についても補助をできるという形で、補助金の枠が定められました。町の方ではこの基金に基づいて、町議会の方の議案、町長名で議案がありますように、健康づくり基金条例等という形で書かれていますが、まず、瑞穂町安全・安心まちづくりの基金条例、そして、教育委員会の教育向上基金、そして、瑞穂町福祉バスの基金。こうした形のものに対しても補助ができるということで、これに関しては、国の方から10年間出ます。今までと違うのはですね、年度ごとにこういう事業をやりますので、補助金をいただきたいということで申請をして、それが採択をされてから事業ができる形なんですけれども、今回は、国の方から毎年、国の予算額の枠の中で町の方にお金が交付される形です。それで、今までと違うところは、今回のように別枠で基金を作ってその中につき込んでいって構わない、つき込んだお金をその後、何年かにわたって使用することができるという形になっています。ですから、国からの交付自体は後2年ぐらいで交付が終わるんですが、その後も事業として、教育に関しては、平成32年度ぐらいまでは事業ができるという形で、この基金を活用して使わせていただいているところです。普通ですと、例えば、今までやらせていただいた学校の工事、防音機能復旧工事、こういうものは2年ぐらい前に申請して、次の年に設計、そして次の年に工事というような、1つの工事として1件1件申請してまいりましたが、これに関しましては、1度申請して認められれば、その事業が基金として積み立てて、それぞれいくつかの基金がありますが、その中で実施ができるというふうになっています。ただ、あくまでも最初に国の方、防衛省の北関東防衛局になりますが、そちらの方に申請した事業になります。好き勝手にあれに使おうこれに使おうということではなく、あくまでも規則の中に出していますように、項目を定めてその項目に対してのみという形になります。そういうふうな形でできる、使えるようになったというのが今回の再編交付金です。

以上、説明といたします。

森田委員長 よろしいでしょうか。再編交付金というのは、基地の迷惑料みたいなものということでしょうか。

そういう趣旨なんですか。私も聞いたことがあるんですが、基地があることによって交付が出るということでしょうか。

図書館長 元基地対策担当だったということで、説明させていただきます。再編交付金というのはですね、いわゆる日米の基地のあり方とか、地位協定とかいろいろあると思うんですが、横田基地と米軍の再編に伴って横田基地の中に自衛隊が入ってきます。それに対する迷惑料といったらあれなんですけれども、地元への負担がかかってくるので、それに対して国の方がそれに見合う金額を瑞穂町だけではなく、5市1町にお金を配分しましょうというのが再編交付金になります。航空自衛隊が入ってくるということに対して、負担がかかるということで交付されるということです。

森田委員長 原資はそういうものということです。何か質問ございましたらお願いいたします。

清水委員 5市1町というのは周辺自治体ということでしょうか。そのお金を教育向上基金に利用している5市1町というのは、周辺自治体にあるのでしょうか。何が言いたいかといいますと、瑞穂は教育向上のためにこれだけお金をかけているんだということを大いに宣伝したらいいんじゃないかということです。

森田委員長 これは補助金のメニューはないんですか。好きに使えるのでしょうか。

図書館長 メニューが全部で15項目ぐらいあります。私がいたときですけれども、それは健康に関することとか、教育に関することという項目があったと思います。周辺の状況についてですが、私がいた頃は、健康に関する基金についてはどこも作ったというのは覚えているんですけれども、その先はちょっと分かりかねます。

森田委員長 羽村市は無かったと思います。

清水委員 そういう意味で瑞穂は教育の向上のために使っているのは、大いに誇るべきところではないかと思います。

岩本教育長 再編交付金というのは比較的新しいものです。今、町で充てている事業は元々やっている事業なんです。それで後からこれが入ってきたのでそれを充てたということなんです。実際はその前から町からいただいております。

た。

清水委員 それでは、以前は町の単独事業だったんですか。

岩本教育長 別メニューを充てていたかもしれません。

森田委員長 PRしていただきたいということだと思うんですけれども、ただ、基地の迷惑料となるとちょっとPRの仕方も、微妙なところもありますけれども。こういうものに充てているということは、結果としてよいことだと思いますので。ちなみにこの基金はどのぐらいの額なんですか。わからなければいいです。交付金のトータルとしてはいくらぐらいでしょうか。

図書館長 瑞穂町に来る金額は、トータルで11億だったと思います。10年間でということで。配分が1年目25%、2年目が何%となっております、航空自衛隊が入ってくる人数、スケジュールによりまして負担が変わってきている関係がありまして、一定ではありません。

森田委員長 基金に積んでおけば年割りはないということですね。ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第2号に対する討論を行います。

（「討論なし」との発言）

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第2号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」との発言）

森田委員長 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第4、議案第3号、瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、及び日程第5、議案第4号、瑞穂町公立学校事案決定規程の一部を改正する訓令は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との発言）

森田委員長　それでは、全委員の了承が得られましたので、一括議題といたします。議案第3号について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長　議案第3号、瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

東京都立学校の管理運営に関する規則が改正されたことに伴い、教職員の適切な任用管理の点等から、全校種、全区市町村において指導教諭の職をおくこととしたため、規則を一部改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長　議案第3号、瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について説明いたします。今回の改正は東京都の都立学校の管理運営に関する規則が改正され、平成26年4月1日より、4級職としての指導教諭の職が新たに設置されます。これに伴いまして、瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があることから本議案を提出するものです。改正内容ですが、第7条の一部を削除し、指導教諭に関する条文を新たに付け加えています。なお、詳細につきましては、次のページの瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の新旧対照表をご覧くださいと思います。

以上、説明といたします。

森田委員長　つづきまして、議案第4号について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長　議案第4号、瑞穂町公立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明を申し上げます。

東京都立学校の管理運営に関する規則が改正されたことに伴い、教職員の適切な任用管理の点等から、全校種、全区市町村において指導教諭の職をおくこととしたため、訓令を一部改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 議案第4号、瑞穂町公立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について説明いたします。東京都立学校の管理運営に関する規則が改正され、平成26年4月1日より4級職としての指導教諭の職が設置されることに伴い、瑞穂町公立学校事案決定規程に指導教諭の文言を付け加えるとともに、他の文言の修正と調整を行うものです。なお、詳細につきましては、次の1ページから7ページにわたりまして、新旧対照表を掲載してありますので、ご覧になっていただければと思います。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより一括質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

滝澤委員 これは新しい職種じゃないかと思うんですけども、今まで主幹教諭とかいう位置づけがありました。どういう位置づけになるのか、あるいは東京都では100人ぐらいなるとかいう情報は聞いたことがあるんですけども、瑞穂の場合、どういう配置に、そして試験採用はどのようにするとか、そのようなところの情報があったら教えて欲しい。

指導課長 職層ですけれども主幹職と同じ4級職になります。ただ、指導教諭の場合はあくまでも教科指導が中心になります。主幹職の場合は、学校経営等に関わることがございますけれども、指導教諭の場合はあくまでも教科指導がメインで、他の教員に対しまして指導技術やノウハウを教えるということがメインになります。ただ、場合によっては、学校の事情によっては、教務あるいは生活指導主任等の主任を兼ねることもできるというふうになっています。現状では、東京都では、平成26年度から5年間程度ですけれども、東京都全体で、小学校で約210名、中学校で約30名の指導教諭の任用を予定しています。ただ、26年度は、初年度ということで、なかなかまだ、指導教諭が集まっていない現状で、区部の方はわかりませんが、市町村部に関しましては、全部で小学校が4名、中学校が5名、合計9名の指導教諭が任用されます。瑞穂町からは、26年度に関しましては、

指導教諭の任用はありません。

森田委員長 主幹職と同じということは主任の上ということなんですか。管理職扱いですか。

指導課長 管理職ではありません。

滝澤委員 採用試験はあるんですか。

指導課長 4級職ですので主幹職と同じような形で試験があります。その後、主幹職の中から指導教諭を志望する者に関しましては、別途、模範授業等をした上で採用するかどうかということを決めていきます。ですから、かなりハードルは高くなっています。

森田委員長 この指導教諭を置く目的というのは何なんでしょうか。いまいち、いじめ対策のとは関連しないわけですよね。何かこの職を置いた方が学校の管理上、スムーズに行くとか、何か狙いがあるんでしょうか。

指導課長 指導教諭の設置は、あくまでも教科指導の技術力を高めるという点です。この指導教諭が中心となって、自校はもちろんのこと、地区の他校の教員に指導技術、ノウハウを伝えていくということが大きな目標となっています。

清水委員 指導主事と指導教諭との関係というのは、やはり指導主事があたるような方々を各学校に置くという主旨と考えてよろしいんでしょうか。指導主事というのは市町村に置くわけですよね。指導教諭といった場合は、それを学校に置くと考えてよろしいんでしょうか。

岩本教育長 指導主事と指導教諭が根本的に違うのは、指導主事は行政職なんですね。これで学校に対するいろいろな指導、助言で学校に入るわけなんです。指導教諭の場合は、先生方の教科の指導をですね、見本を見せるとか手本を見せるというですね、というようにそのところがちょっと違うんですね。あくまでも単位は学校なんです。その地区全体を見るということなんですね。だから、本当は教科指導に徹するというところがちょっと違うところなんですね。指導主事は全体を見ないといけない、ということで、名前は似てるんですけどもちょっと違う

ところがあります。

清水委員 各学校に入れるということ、各学校に配置するということを東京都は考えているのか、あるいは瑞穂町なら瑞穂町に何人というふうに考えられているのかという、その点を教えてください。

指導課長 26年度から設置するにあたりまして、当初、東京都の方から各区部、あるいは市町村に何名という割り当てがありました。ただ、実際問題、なかなか指導教諭に該当するだけの教員がないというのが現状でして、最終的には多摩でいいますと、各ブロックに何名という割り当てはありました。各ブロックから何名かずつは出そうということで進めています。

清水委員 指導教諭の場合はですね、例えば授業数を、持ち時間を多少減らしていただけるという措置はあるんでしょうか。

指導課長 時間を軽減するというようなことはあったんですけども、正式に何時間軽減するということは、まだ通知は来ていません。ゆくゆくはおそらく何時間かの軽減ということがあるのかと思います。

岩本教育長 試行段階で考えているんで、先ほど小学校で210人、学校数は全然、桁が違いますんで、全校配備まではなかなかうまくいかないということが現状だと思います。将来的にはそういう指導できる教諭が多くなれば、全校配置でも何も問題は無いと思いますけれども、まだ、東京都はそこまでは考えにくいんじゃないかと思います。我々の所にも説明に来たんですけども、なかなか難しいということはおっしゃってました。

滝澤委員 今のところ教科指導ということは、その他の領域、教科以外は入らないということなんですよ。

指導課長 教科だけになります。

滝澤委員 例えば、道徳とかその他は入らないということですね。いずれは道徳も教科になるのかもしれませんが。

指導課長 参考として、先ほど、市町村部では小学校4名、中学校5名と申しましたけれども、教科で言いますと、小学校は国語が2名、算数が1名、理科が1名です。中学校は国語が2名、社会科が1名、理科が2名のそれぞれ4

名、5名になっています。ゆくゆくは全ての教科だと思いますが、とりあえず最初はまず5教科中心に配置するようになると思います。

森田委員長 規則の方の新旧対照表の7条の1項と2項、これは保健主任とそれから研究主任、委員会が命ずることができるということなんだけれども、この想定というのはどういうことなんでしょうか。これは町の教育委員会が命ずることができるということですよ。

指導課長 研究主任に関しましては、指導教諭、もしくは指導教諭がない学校は多いですから、そういう学校に関しましては、教諭の中から研究主任を校長の具申によって教育委員会が命ずることができるということです。ですから、本来、指導教諭がいれば指導教諭が研究主任になるのが一番なんでしょうけれども、なかなかそこまで配置されていない。その場合は他の教諭でも構わないということになります。

森田委員長 現状はどうでしょうか。

指導課長 現状は、ほとんど他の教諭が研究主任に任命されています。

森田委員長 新たに規則に加えたというのはどういうことでしょうか。今までもそういう運用してきたわけですよ。

指導課長 今までは、指導教諭という文言が入っていませんでしたので、その文言を入れています。

森田委員長 わかりました。ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第3号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第3号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。つづきまして、議案第4号に対する討論を行いま

す。

(「討論なし」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第4号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第6、議案第5号、瑞穂町立学校教職員健康管理規則を廃止する規則、及び日程第7、議案第6号、瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長 それでは、全委員の了承が得られましたので、一括議題といたします。議案第5号について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第5号、瑞穂町立学校教職員健康管理規則を廃止する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。職員の結核休養に関する条例が廃止されたことに伴い、規則を廃止する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 議案第5号につきまして、ご説明いたします。平成26年1月に東京都の職員の結核休養に関する条例が廃止されました。それに伴いまして、瑞穂町の規則にある結核健康診断の条項の削除が必要となりました。また、削除後の内容の見直しをしましたところ、規則全体の内容が学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に明記されており、同じ内容を規則で定める必要がないために一部改正ではなく廃止となりました。なお、廃止により影響を及ぼす他の条例や規則等はありません。

以上、説明いたします。

森田委員長 つづきまして、議案第6号について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第6号、瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明を申し上げます。

職員の結核休養に関する条例が廃止されたことに伴い、訓令を一部改正する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 議案第6号について、ご説明いたします。平成26年1月に東京都の職員の結核休養に関する条例が廃止されたことに伴い、瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程において一部修正が必要となりました。改正内容につきましては、添付の訓令及び新旧対照表に記載してありますので、ご覧いただければと思います。また、改正に合わせて、文言の整理を行っています。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより一括質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 最近、また結核が増えているというような、ニュースかなんかでいろいろとあるんですけれども、これは、東京都が廃止したということですからけれども、町の職員なんかもみんな廃止したということなんですか。

指導課長 学校だけになります。町にはありません。

森田委員長 また、発生した場合には他で対応するということなんですか。

指導課長 そうなると思います。今まで結核に関しましては、特別な休養措置があったんですけれども、今回のこの条例の廃止というのは、当然、教職員の結核の検診というのは義務付けられていますので、行いますけれども、従来のように特別な休養措置は行わないと、他の疾病と同じ形で休養措置を行うということです。

森田委員長　ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第5号に対する討論を行います。
（「討論なし」との発言）

森田委員長　討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第5号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
（「異議なし」との発言）

森田委員長　異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。つづきまして、議案第6号に対する討論を行います。
（「討論なし」との発言）

森田委員長　討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第6号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
（「異議なし」との発言）

森田委員長　異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第8、議案第7号、議会の議決を経るべき指定管理者の指定中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町耕心館及び郷土資料館の指定管理者の指定）、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長　議案第8号、議会の議決を経るべき指定管理者の指定中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町耕心館及び瑞穂町郷土資料館の指定管理者の指定）について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき指定管理者の指定のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、坂内教育部長に説明させます。

教育部長　説明いたします。瑞穂町耕心館及び瑞穂町郷土資料館の指定管理者を指定するため町では、地方自治法244

条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

2枚おめくりください。瑞穂町耕心館及び瑞穂町郷土資料館の施設の管理を行わせる者は、アクティオ株式会社、代表取締役社長、植村敏明、東京都目黒区下目黒一丁目1番11号目黒東洋ビル4階、指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。なお、この業者は、現在、耕心館の指定管理を行っているものです。この業者により、耕心館及び新郷土資料館を一括して指定管理することになります。

次ページ以降は、選定結果の資料です。

選定に当たっては、担当部である教育部長の私は、審議には加わっておりません。

以上、説明といたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 1ついいですか。アクティオ株式会社の運営方針を見ると、評価のところが70点の満点をとってらっしゃるということで、どういうところが、何が良くてこんなに高得点になっているのか、今、実際に運営をされていることで、どういう運営方針がすごく良いという結果を生んでいるのか、もし、よろしければ参考までに説明していただけたらありがたいです。

教育部長 申し訳ございませんが、先ほど私が説明しましたとおり、選定委員会の中に、元々、私は選定委員会のメンバーに入っているんですが、自分が所管する部署の指定管理の場合には、選定の中から、はずれているものですから、その中でどういうやりとりというか討論があったかということは一切分かりません。あくまでもこういう数値結果だけ、私たちに示されているだけです。

森田委員長 ちょっと今の関連で、前回の時も私、質問したんですけれども、これは町の職員が採点しているんですか。

教育部長 町の方はですね、議会事務局長を除いた部長職、それと外部の方、外部委員という形で2名の方が入っています。そのメンバーが評価をしています。

森田委員長 差し支えなければ、その外部の方の職といいますか、名前までは結構ですけれども、どういう方なんでしょうか。

教育部長 税理士と経営診断士という方が2人、入っています。

森田委員長 審査はもちろん非公開でやっているわけですね。今、戸田委員みたいな質問というのは、出てくる可能性がありますけれども、こういった情報公開というのは、こういったふうにされるんでしょうか。全部非公開ですか。決定した後は、その審議結果は公表するようでしょうか。こういう指定管理というのは特に。

教育部長 選定の担当になるのは町の管財課になります。こちらではこういう業種の選定をお願いしたいということで、条件とか人数体制とかそうした組織体制、そういうふうなものを全部作ってそれを渡しますので、管財課の方では全て押さえています。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第7号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第7号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第7号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第9、議案第8号、平成25年度一般会計補正予算(第6号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第8号、平成25年度一般会計補正予算(第6号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成25年度一般会計補正予算(第6号)

の原案のうち、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長

まず、初めに教育課所管の予算について説明いたします。

まず、歳入です。主なものを説明いたします。1ページをご覧ください。No.3、第一小学校除湿温度保持機能復旧工事費補助金、No.4、第三小学校除湿温度保持機能復旧工事費補助金と、No.7、二中除湿温度保持機能復旧工事設計費補助金ですが、いずれも契約確定によります対象事業費の減に伴います減額となっております。つづきまして、No.9、10、公立学校校庭芝生化事業補助金ですが、第二小学校の工事、瑞穂中学校の設計、こちらの2件に関しまして、契約確定によります対象事業費の減に伴います減額となっております。次にNo.6、11、12、幼稚園関係の国及び東京都の補助金ですが、こちらは園児数の減によりまして、補助対象事業経費が減少しましたので、これに伴う減額となっております。

つづきまして、歳出について、主なものを説明いたします。3ページをご覧ください。No.1の高等学校等入学時奨学金ですが、60万円を増額し300万円といたします。申請者増加に伴います支出の増を見込んでのものとなっております。つづきまして、5ページをご覧ください。No.39、第一小学校除湿温度保持機能復旧工事、No.42の第三小学校除湿温度保持機能復旧工事、No.41の第二小学校校庭芝生化工事ですが、歳入でもご説明したとおり契約確定に伴います減額となっております。7ページをご覧ください。No.70、幼稚園就園奨励費、No.71、私立幼稚園児保護者負担軽減補助金ですが、こちらはいずれも当初の見込んでいたよりも対象園児が少なかったことによる減額となっております。そのほか教育課所管のものにつきましては、契約確定や対象人数の増減に伴います増減となっております。

以上、説明といたします。

指導課長

つづきまして、指導課所管のものにつきまして説明させていただきます。まず、歳入になります。1ページ目

になります。No.8、東京都の補助金、スクールソーシャルワーカー活用事業補助金ですが、交付決定に伴う増額になります。2ページをご覧ください。委託金関係になります。No.17から20になります。それぞれ交付決定に伴う減額、あるいは増額となっております。

つづきまして、歳出です。3ページをご覧ください。まず、No.3と4です。No.3の嘱託員の報酬、No.4の臨時雇用の賃金、これはそれぞれ、スクールソーシャルワーカーの場合は勤務日数が減ったことによる減額、No.4の臨時雇い雇用は学習サポーターが休暇等を取りまして、その分の減額となっております。No.5、教職員の研修講師謝礼、執行精査に伴う減額で、これは、金銭の発生しない講師を学校の方で依頼した関係での減額になります。No.6、家庭教育講師謝礼は同じく執行精査に伴う減額ですが、7校分の予算を取りましたけれども、この講師に関しましても、3校のみの実施ということで、4校分の減額になります。No.8、職員の普通旅費です。これは都の主催の会議が少なかったことによる減額です。No.9、印刷製本費ですが、各学校の学校要覧の契約差金に伴う減額となります。No.10、教育研修消耗品費、普通救命講習会を実施していますけれども、今年度は瑞穂町の職員のかかなり多くが、昨年度までに普通救命講習を受けまして、受講者が少なかったことによる減額です。No.11、教職員健康診断委託料になります。予定より受診者が少なかったことによる減額です。No.12から14、学力調査の委託料、漢字検定の委託料、英語検定の委託料は、それぞれ契約差金による減額です。No.15、パーソナルコンピュータ、これも同じく契約差金に伴う減額になります。No.16、小中学校音楽会等補助金、執行額確定に伴う減額ですが、これは、楽器の運搬が少なかった分の減額になります。No.17、校外学習の補助金、執行精査に伴う減額です。補助金交付人数が少なかったことによる減額になります。No.18、音楽鑑賞教室の補助金、同じく執行額確定に伴う減額になります。つづきまして、5ページをご覧ください。No.43、教育振興費、臨海学校指導員の謝礼です。執行精査に伴う減額ですが、今年度は教職員が多く臨海学校に参加をしまして、その分、指導員が少なかった分の減額になっています。No.44の四小消耗品費、No.49、一小の教材備品、No.50

の三小の教材備品、No.5 1の四小の教材備品、No.5 2、五小の教材備品、これらは契約差金に伴う減額ですが、各学校がかなり節約をしていただいた分での減額になります。No.4 5の二小の印刷製本費ですけれども、例年文集の印刷をしています、今年度は校内印刷をしていただいた関係での減額となります。No.4 7、卒業記念品代、各小学校に英語辞典を購入していますけれども、執行額確定に伴う減額となります。最後です。6ページをご覧ください。No.5 3、四小の演劇教室並びにNo.5 4の移動教室の引率旅費、これは契約差金に伴う減額と執行精査に伴う減額となります。No.6 5、瑞穂中学の消耗品費、No.6 6、二中の消耗品費、これらも全て各学校の方で節約をしていただいた関係での減額となります。No.6 7、中学校の卒業記念品代、卒業証書のホルダーを中学生には記念品として送りますけれども、執行額確定に伴う減額です。No.6 8のアプリケーションソフトウェアバージョンアップ手数料ですが、通知表ソフトのバージョンアップが少なかったための減額になります。最後、No.6 9ですけれども、瑞中の教材備品ですけれども、これも同じく節約をしていただいた分での減額となります。

以上、説明いたします。

社会教育課長 社会教育課の予算についてご説明いたします。恐れ入りますが、1ページをご覧ください。まず、歳入について説明いたします。No.1 4、地域青少年健全育成支援事業補助金ですが、交付申請に伴い、新たに15万円を追加するものです。次にNo.1 5、次ページのNo.1 6のスポーツ祭東京2013、東京国体関係は交付申請に伴う増による増額です。次にNo.2 1、スカイホール主催事業入場料ですが、収入実績に伴う増額です。

次に歳出ですが、7ページをご覧ください。No.7 2、7 3、7 4の青少年の主張審査員謝礼、応募者賞品、講習会講師謝礼は、執行精査に伴う減による減額です。No.7 5の燃料費は単価増に伴う増額です。No.8 4、こどもフェスティバル運営費は執行額精査に伴う減額です。次に8ページ、No.9 0、ビューパーク運営費の燃料費は単価増に伴う増額です。No.9 1から9 3までのビューパーク運営費につきましては、執行精査及び契約差金による減額です。次にNo.9 4から9 7までの保健体育費につきましては、執行精査及び契約差金等に伴う減額となりま

す。

以上、説明いたします。

図書館長

図書館所管の予算についてご説明いたします。初めに歳入です。1ページをご覧ください。No.7の国庫補助金の文化財保護費補助金、No.13の都補助金の文化財保護費補助金ですが、それぞれ減額となっております。これは、今年度も埋蔵文化財の試掘調査の件数が少なかったため、歳出の補正減に伴いましての、連動しての減額となっております。

次に歳出ですが、主なものを説明いたします。7ページをご覧ください。初めに文化財保護費です。No.76の嘱託員報酬ですが、これは嘱託員不在期間に伴う減額となっております。No.77、臨時雇賃金ですが、これは最低賃金の改定に伴いまして増額となっております。No.78、埋蔵文化財緊急発掘調査委託料ですが、これは、先ほど歳入でご説明しました、試掘調査の件数減に伴います減額となっております。No.79、樹木剪定等委託料ですが、これは郷土資料館敷地内の樹木及び草刈等の回数減に伴う減額となっております。No.81、(仮称)新郷土資料館展示製作委託料、No.82、(仮称)新郷土資料館建設工事監理委託料、No.83、(仮称)新郷土資料館建設工事、この3つでございますが、これは契約差金及び年割り額の変更に伴う減額となっております。

次に図書館費です。主なものを説明いたします。8ページをご覧ください。No.87、修繕料でございますが、これは63万7千円を増額するものとなっております。図書館の暖房設備が壊れまして、緊急修繕に伴う増額となっております。図書館所管のその他のものにつきましては、契約確定や事業精査に伴う減額となっております。

以上、説明いたします。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員

1ページのNo.14の社会教育課の地域青少年健全育成支援事業補助金ということで、これは、これからどういう活動に、補助金として使われるのか、予定があれば説明をお願いしたいです。あともう1点、8ページのNo.8

9のマーク作成委託料とありますが、これは何のマークの委託だったのか、気になったので説明があればお願いしたいです。

社会教育課長 1点目にお答えします。地域青少年健全育成支援事業補助金ですが、これはこどもフェスティバルの時にあいさつ運動というのを実施しまして、その関係で交付申請をしまして、補助金としていただく予定で手続きをしているところでございます。

図書館長 マーク作成委託料ということですが、このマークというのは印のマークではなくてですね、図書についているバーコード、あの名称が英語の頭文字で、M、A、R、Cというものになっております。これは図書館の本が納入される時に、バーコードがついてくるんです。そういうのではなくて、個別に購入した本については、自分たちで作製して、張らないといけない部分がありまして、これを委託で作製するバーコード作製委託料になります。

森田委員長 1点、歳入の社会教育の方のスカイホール入場料なんですけど、大分、増えたんですけども、これは5割り増しぐらいな感じで、何か理由があったんでしょうか。それからもう1つ、歳出の方ですね、No.81、82、83の新資料館の年割り額の変更ということなんですけれども、減額が大きいんですけど、これは出来高が落ちているとか、そういうことなんですか。何か理由がありましたらお願いします。

社会教育課長 1点目にお答えします。今年、主催事業ということで、有料の主催事業は、今度の3月15日に実施します、吉幾三コンサートを予定しておりました。これがおかげさまをもちまして、満席ということで完売し、予定していたよりも多く収入があり、その分、当初5千円ではなく、若干もう少し低い金額を設定しておりました関係で増額となりました。

図書館長 郷土資料館の建設関係でございますが、まず、建物の方でございますが、2ヵ年事業になっております。25年、26年の工期となっているわけでございますが、当初、想定が平成25年度が80%、26年度が20%と想定していたんですけど、やはり、よく言われています、職人の不足、そして台風、そしてここでの大雪といろいろ

る要因が重なりまして、若干少しずつ工事の方が遅れてまいりまして、80%、20%の割合が確保できないという形になりまして、60%、40%という形になりました。ただ、工期が6月の末でございますが、ここに必ず間に合うような形で、今、人数を投入してやっているところでございます。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第8号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第8号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第8号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第10、議案第9号、平成26年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第10号、平成26年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成26年度一般会計予算のうち、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、坂内教育部長に説明させます。

教育部長 説明いたします。最初に平成26年度瑞穂町一般会計の予算規模は、140億1,480万円で、前年度当初予算、144億9,190万円に比べ、3.3%の減となっています。大きな要因としては、新郷土資料館の工事関係で年割り額の差あるいはスポーツ祭東京の事業終了があげられます。

それでは、平成26年度一般会計予算の教育に関する部分について、予算編成に至りました経過と歳入・歳出で主なものをご説明します。

経過につきましては、平成25年11月の教育委員会定例会で、町の平成26年度一般会計予算編成方針に基づいた、教育費予算の編成についてご協議いただき、その後、平成26年1月の教育委員会定例会で、瑞穂町教育委員会の教育目標・基本方針及び平成26年度主要施策についてご協議いただき、それらに基づいての予算編成をしています。

それでは、平成26年度瑞穂町一般会計予算書をご覧ください。最初に歳入ですが、主なものを説明させていただきます。18ページをお開きください。教育使用料ですが624万円です。スカイホールの改修工事完了に伴い使用料の増を見込んでいます。内訳については、19ページの説明欄に記載のとおりです。

次に22ページをお開きください。教育費国庫補助金で、2億9,952万6千円です。四小の除湿温度保持機能復旧工事設計の補助金を見込んでいます。また、二中では、除湿温度保持機能復旧工事を実施します。その補助金を見込んだものです。

次に26ページをお開きください。教育費都補助金ですが3億3,309万9千円です。瑞中の校庭芝生化工事の補助が大きく伸びています。内訳については、27ページの説明欄に記載のとおりです。

次に28ページをお開きください。都の教育費委託金ですが512万1千円です。内訳については、29ページの説明欄に記載のとおりです。

次に歳出の説明をいたします。予算書では124～159ページが教育部の予算となります。内訳として、124～129ページの教育総務費では、平成26年度は5億3,728万5千円で、前年度5億5,021万5千円と比較して2.4%の減になります。主なものは、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、漢字検定、鑑賞教室の見直しによる減となっています。

次に130～137ページの小学校費では、平成26年度は2億3,145万9千円で、前年度6億5,325万5千円と比較して64.6%の減になります。主なものは、一小・三小の除湿温度保持機能復旧工事の完了及び二小の校庭芝

生化工事の完了によるものです。

次に 136～143 ページの中学校費では、平成 26 年度は 7 億 1,884 万 9 千円で、前年度は 1 億 479 万 7 千円と比較し大きな伸びとなっています。瑞中校庭芝生化工事及び二中除湿温度保持機能復旧工事によるものです。

次に 142～145 ページの幼稚園費においては、事業変更はありません。予算額は、7,324 万 2 千円です。

次に 144～155 ページの社会教育費では、平成 26 年度は 10 億 2,018 万 6 千円で、前年度 14 億 7,343 万 7 千円と比較して 30.8%の減となります。スポーツ祭東京の終了による人員減の人件費、新郷土資料館建築工事・スカイホール改修工事費の減が主なものです。なお、新郷土資料館のオープンに向け備品一式や指定管理委託料を新たに予算化しています。

次に 156～159 ページの保健体育費では、予算額は、7,986 万円で、スポーツ祭東京の終了に伴い国体実行委員会への補助金、競技会場設営委託料等の皆減により大きく減額された予算となっています。

なお、課・館別の重点事業については、別紙資料「平成 26 年度瑞穂町教育委員会重点事業等一覧」のとおりですので、お目通し願います。

以上、説明いたします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

清水委員 別紙資料の説明はないのでしょうか。

教育部長 これに関しましては、個々のですね、先ほど私が説明させていただいた部分になりますので、これを説明しますと長くなりますので、今のように省略の形でしております。

清水委員 資料の一番初めのページの教育課庶務係の一番下のところに、重点ということで、教育委員会ホームページ及びみずほの教育の充実ということが謳われておりますけれども、充実する具体的な内容がお分かりになりましたら教えていただきたい。

教育課長 お答えします。ホームページの方がですね、今、これは少し形的に望ましいものではないかなというところがございまして、町の方のホームページの担当と話をして、もう少し見やすいもの、または、教育委員会に関するもの、教育の向上に関するものをですね、ページを新たにきれいな形で整えたいと考えておりまして、今、始めている最中ですので、協議を進めておりまして、早期に改修していきたいということで重点にしております。また、みずほの教育に関しましても、ある程度年数が経ってききましたので、ここでもう一度、紙面等の構成に関しても、見直していきたいと考えておりまして、今回、予算額的には増減はあまりないんですが、重点施策とさせていただきます。

清水委員 大変ありがたいことだと思うんですけども、町はもっといろんなことをやっているんだから、以前から言っていることなんですけれども、もっと宣伝をしてもいいんじゃないかと、いいことをしているのにちっとも宣伝していないという感じをもっておりますので、ぜひ、ホームページを充実して、瑞穂の教育がいかに行っているかということ宣伝していただきたいというふうに思っております。

それから次のページになりますけれども、いつもこだわっておりますけれども、指導課指導係のところの日本の伝統文化の理解の推進ということで、茶道といいますか、お茶というのが23年度の中でも中学校で実施したということなんですけれども、日本の伝統文化というものですが、確かにお茶だとかお華だとかがあると思うんですけども、私、個人的な意見で言いますと、郷土資料館がいろんな瑞穂の伝統文化と言ってもいいと思うんですけども、出しているのもそういったものをですね、使って、伝統文化というものを教えていくという考えはないのかということと、それから東京都のを見ましたら、東京都の教育庁の指導課が出している伝統文化の理解というところに、茶道とか三味線とかそういうのが出てくるんですね。こういうものに拘束されているのかどうか、東京都の指導があるから出さざるを得ないということなのか、私の方としましては、1つ目に瑞穂をもっと宣伝していただきたいということと、伝統文化において茶道にこだわるというのは、こういった東京都の指導

なんかがあって、これに拘束されているのかの2点になります。

指導課長　　まず、1点目の郷土資料館ですけれども、今度、新郷土資料館が建設されますので、ぜひ、各学校の方にも郷土資料館の利用、子どもたちがそこでも勉強できるということになっておりますので、活用して、新郷土資料館を含めて瑞穂町の伝統文化について進めていきたいと考えております。

茶道につきましては、東京都の冊子にこだわっているわけではなくて、ここはちょうどお茶の名産地ということもありますので、こういったこともありまして、茶道を実施していますけれども、学校によりましては和太鼓を実施したり、それぞれ特色ある活動を行っております。

清水委員　　茶道というのはまさに瑞穂にかなっているわけですね。

図書館長　　資料館関係で、学校と資料館の連携でございますが、もし、学校が資料館に来れないのであれば、資料館の方から出張ということで展示物の展示ということもできます。これは、本当にこれからの指定管理の中でいろいろな連携ができれば良いと考えております。

清水委員　　郷土資料館を使うということと瑞穂の方言集などを使うとか、村山美春さんが出された本なんかがありますよね、教育長の端書き、下の方には教育委員会ということで記載されていますので、そういったものを活用していただいたらいいんじゃないかと思ったものですから、そこも合わせて考えていただければと思います。

岩本教育長　　今、清水先生が言ったことは非常にいいことだと思いますね。これは今後の課題としてですね、研究してもらったらいいいと思います。茶道教室についてはですね、かなり経つかな、もう4、5年ぐらい経つと思いますが、非常に好評ということで、学校からぜひお願いしたいと毎年きているんです。ただ、皆さん、茶道の経験者、文化連盟の茶道部をお願いしているんですが、皆さん大変な思いをして瑞中行ったり、二中に行ったり、やってもらっているんですね。だから頭を下げて、ぜひ、今年もお願いしますと言って、子どもたちもきちっとした正座をするとか、やるのが普段あまりないということで、いろんな貴重な経験をするということで、非常に好評であり

ますね。今後、皆さんが出かけていってもらえるのであれば、できれば、お願いしたいなと思っております。

清水委員 主旨、よくわかりました。時間数というのは決まっているのでしょうか。茶道やられたら、後は他の時間はないということでしょうか。

統括指導主事 今の点につきましては、茶道につきましては、年間6時間から8時間程度ありまして、それ以外の伝統文化につきましては、各教科、領域でそれぞれに関わる、例えば、先ほど指導課長の説明にありました、和太鼓であったりとか、あるいは琴であるとかは音楽の時間で実施したりとか、あるいは社会科の中で地域の学習、3年生、4年生あたりになりますけれども、そのあたりで瑞穂のことを学習したり、そういうような形で年間の中にちりばめられているということでございます。

清水委員 それでは、他の時間もあるわけですね。他の伝統文化も、これを見ますとまさに私は民俗学に非常に興味をもっておりますものですから、そういったものとの関係とかも、茶道とか一般的に言っているものだけではなくて、受け継がれてきているものなんかも取り入れてもらえればと思います。今、おっしゃったように他の授業かなんかで実施しているというところもありますので、そういうところでやっていただければいいなと思います。

戸田委員 社会教育課の体育係の重点で、総合型地域スポーツクラブ運営支援というところで、予算額が「0（ゼロ）」となっているんですけれども、もう独立されてうまく運営できているという認識でいいのでしょうか。

社会教育課長 お答えいたします。総合型地域スポーツクラブといいますのは、笑夢（エム）スポーツクラブということで、今、3年間ですね、totoの補助金をいただきながら実施しています。4年目になりまして、totoの方針がですね、自立に向けた支援ということで、補助金の方がどんどん減っていくという形に移行しました。そういった関係で、運営委員会、笑夢スポーツクラブの運営委員会の中で、5年まで補助金をいただけるんですけど、どうするかという投げかけるような話し合いを行いまして、自力でやっていこうということで4年目はスタートする予定です。そういった意味で「0（ゼロ）」、会費とかですね、あるいはそういったものを元手にやっていただく。ただ、5

年目以降については、4年目の中で、どういった運営がいいのかですね、いろいろ検討していくということで、自分たちで努力して資金を調達できるような方法をどんどん考えていこうと運営委員会の方では議論しているところです。

森田委員長　私の方から何点か。重点施策の指導課の中のレベルアップで学力向上の部分ですけれども、何かレベルアップのものがあるのでしょうか。その説明をお願いいたします。それからその下の学校図書の充実なんですけれども、これは図書館とも関連しますけれども、図書館の方にも読書活動の支援というのがありますが、この連携というのはどういうふうになっているのでしょうか。重点施策に上がっていますので、司書等の配置と関連するのでしょうか。その点のところについてもお願いいたします。それから、同じく指導係のですね、その下ですけれども、安全教育の充実で教職員の救急救命の講習というのがありますけれども、これは、教職員は分かるんですが、生徒、前、テレビ等で見ましたけれども、大震災以降、中学生が戦力になるということで、中学生とか、この頃は小学校高学年、6年生ぐらいにこの講習を、AEDの使い方ですとか、やられているところがあるみたいですが、東京もそういうような災害に、いつ来るのか分かりませんので、この点のところお考えがあるのでしょうか。これは、消防署に言えば、教材費ぐらいでやってもらえると思いますので、その点のところ、もしお考えがありましたらお願いいたします。

それから社会教育のところですね、推進係の方で、重点施策で住民提案型協働事業の拡充というのがありますけれども、これがどのようなもの、今、拡充するということですが、どのように事業が展開されているのでしょうか。その点、お願いいたします。

指導課長　指導課関係についてお答えします。まず、レベルアップの学力向上策としまして、また、後ほど事務連絡会にて詳しくご説明しようと思っておりましたけれども、来年度に関しましては、補習授業を実施したいと考えています。それに伴いまして、ここには書いてありませんけれども、町の学力調査を廃止しようと考えています。26

年度は小学校が、放課後、それぞれ各学校の実態に合わせまして、例えば、週1回のところもありますし、毎日15分から20分間、実施するということもありますし、月に1回、2回、時間を設定して実施するということもありますけれども、小学校で補習授業を実施する予定です。現在、各学校の方から計画を提出してもらっているところです。それにつきまして、こちらで人的配備を行っていくということになります。また、中学校につきましては、平成27年度を目標に土曜講座のような形で子どもたちを集めて補習授業をできないかなということで、どういう形で進めていけばよいかということを検討しています。次の学校図書館の充実ですけれども、現在、図書館につきましては、本の充足率は100%を超えています。ですから、子どもたちも本に関する興味・関心は湧いてきています。各学校もそれぞれ独自の推進をさせていただいておりますので、子どもたちの読書率はかなり高まってきているかなと思います。そのような中で、来年度は、子どもたちが図書室に集まりやすい雰囲気を作りたいということで、フロアマットを買える教材備品を準備していますので、そういったものを購入する中で、図書室の環境整備を図っていきたいと考えています。図書館との連携はこれからまた、図書館長から答弁がありますけれども、図書館とは、ぜひ連携をしていきたいと考えています。3点目の安全教育の充実で、教職員の救急救命講習ですけれども、子どもたちも現に小学校の高学年、5年生、6年生、あるいは中学生も卒業前の3年生など、救命講習を受けています。中学校からは、なんとか中学校3年生で全員がこの救命講習を受けられるように、町の方から補助してもらえないかというような要望があります。それに関しまして、26年度は、補助はできませんけれども、そういったことも必要はあるのかなと考えています。ただ、学校ごとに、それぞれ小学校の高学年であるとか中学生は講習を受けて、卒業していくことが多くなってきています。

図書館長

図書館の学校との連携でございますが、まず、指導課長といろいろと話をしていくことが増えていきます。ここで議会の一般質問の中で、図書関係の質問がありまして、その答えにおきまして、学校と図書館の連携策というものを打ち出そうと考えているところでございます。またですね、本のやりくりの関係でございますが、各

学校で修学旅行がありますということになりますと、日光、その他、関係する本がたくさん必要になってきます。そうなった時に、学校だけでは足りませんので、瑞穂町図書館がですね、近隣図書館、また、東京都内の図書館に、全部に声をかけまして、日光の本をなるべく多く集めまして、町の子どもたちのために渡しているということもやっているところがございます。今、そういった話ができるようになってきているところがございます。この連携をどんどん強化していきたいなと考えているところがございます。

社会教育課長 4点目にお答えします。住民提案型協働事業でございますが、これは住民の皆さんの主体的な学習活動を支援しようということで、会場提供等を支援するというところで実施しております。平成24年度につきましては、「ほっとカフェのワクワクしゃべりば」などですね、子育て支援に関する講座、あるいは、「伝統文化子どもいけ花教室」、文化に関する事業として瑞P連の講演会、後は食育に関する事業と6事業を実施しております。平成25年度は、文化連盟が映画会を実施したり、あるいは寄席ですか、落語家をお呼びになって実施したりしています。そういった意味におきまして、協働事業の拡充ということで、より対象事業を幅広いですね、多様な学習内容のものをやっていただくような、啓発活動をですね、実施していきたいと考えているところです。

森田委員長 1点だけ。中学生の救急救命ですけれども、学校の方から要望があるというとの答弁でしたけれども、教材費だけですから、それほどお金はかからないと思いますので、これは要望ですけれども、ぜひ、中学生全員にですね、やっていただきたいなと思います。

森田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第9号に対する討論を行います。

(「討論なし」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第9号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」との発言)

森田委員長　ご異議なしと認め、議案第9号は原案どおり可決されました。以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成26年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉会　午前11時36分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員